

## 高周波ラジオ波メス「エルマンデントサージ」を使用した症例報告(東日本歯学会第23回学術大会 一般講演抄録)

著者名(日)	木村 和代, 國安 宏哉, 新井田 淳, 廣瀬 由紀人, 越智 守生, 平 博彦, 村田 勝, 北所 弘行, 草野 薫, 工藤 勝, 大桶 華子, 細川 洋一郎, 田中 力延
雑誌名	北海道医療大学歯学雑誌
巻	24
号	1
ページ	121
発行年	2005-06-30
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1145/00009928/">http://id.nii.ac.jp/1145/00009928/</a>

現病歴：平成11年9月に上顎左側乳中切歯の未萌出のため、医療法人ルミエール歯科を受診した。

現症：口腔内の所見は上顎左側乳中切歯部に硬い膨隆を認めるも、歯肉は腫脹、発赤、出血等は認めなかった。デンタルエックス線写真にて、埋伏した左乳中切歯から左乳側切歯の歯根部にかけて、X線不透過像と透過像の混在した類円形の疾患を認め、この異常陰影は左永久中切歯の歯胚と交叉していた。

臨床診断：歯牙腫

【経過および考察】平成11年11月に歯牙腫摘出手術を予定したが、乳歯の保存が不可能であると考え、開窓手術を行った。その後、乳歯は萌出し、経過良好だったが、乳歯を晩期残存し、永久歯の萌出遅延がみられた。平成16年11月、乳歯を抜歯し、歯牙腫を摘出した。病理検査の結果は、集合性歯牙腫であった。今回のように、歯の萌出を障害している歯牙腫の症例において、審美上や咬合の維持回復という観点から、開窓手術は有用であると思われた。

### 高周波ラジオ波メス「エルマデントサージ」を使用した症例報告

○木村 和代\*、國安 宏哉\*\*\*、新井田 淳\*、廣瀬由紀人\*\*\*、越智 守生\*\*\*、平 博彦\*\*\*\*、  
村田 勝\*\*\*\*、北所 弘行\*\*\*\*、草野 薫\*\*\*\*、工藤 勝\*\*\*\*、  
大桶 華子\*\*\*\*、細川洋一郎\*\*\*\*、田中 力延\*\*\*\*

\*北海道医療大学歯学部歯科補綴学第二講座、\*\*附属病院インプラント歯科外来、\*\*\*口腔外科学第二講座、  
\*\*\*\*口腔外科学第一講座、\*\*\*\*\*歯科麻酔学講座、\*\*\*\*\*歯科放射線学講座

【目的】インプラント治療における二次手術の切開は、金属製メスが用いられることが多い。理由は、電気メスは周囲組織に対する熱抵抗が大きく、またレーザーは軟組織への微細な操作が困難であることが挙げられる。しかし、金属製メスもまた「止血不可」、「組織学的に挫滅創」、「刃がすぐに切れなくなる」等の欠点もある。そこで、近年注目されている高周波ラジオ波メスをインプラント症例に応用したので報告する。

【症例】インプラント専門外来におけるインプラント埋入後の二次手術に高周波ラジオ波メスを使用した4症例。

【経過および考察】高周波ラジオ波メス使用後は、異常出血、疼痛、インプラント周囲の損傷も認められず経過良好であった。切開時に金属製メスのような出血を認めないため明瞭な視界を確保でき、臨床操作もスムーズであった。金属製メスでは、切開・縫合が必要であったが、ラジオ波メスでは縫合が必要なく、治癒が早いため二次手術において非常に有効であった。日常臨床においても、これからはインプラントに限らず使用範囲が広い高周波ラジオ波メスが電気メスに代わって使用されるものと思われる。

### 剖検後の個人識別事例における一考察

○大熊 一豊\*\*\*、花岡 洋一\*\*、古市 保志\*\*\*、斎藤 隆史\*\*\*\*、森 真理\*\*\*

\*大熊歯科医院、\*\*東京歯科大学法歯学講座、\*\*\*歯科保存学第一講座、\*\*\*\*歯科保存学第二講座

【目的】大規模災害時等における個人識別作業については、依頼から実際の作業に至る基本的な一連のシステムが構築されつつある。しかしながら、いわゆる平時における身元不明遺体の個人識別は、各地域の事情に委ねられている部分が未だ多い。演者は北海道中川郡池田町で開業しており、第21回本学会で発表した如く、池田警察署所轄内での身元不明遺体は、池田署からの直接の依頼を受け、個人識別作業に携わっている。今回はその概要についてご紹介したが、今回演者としては初めて、司法解剖後に個人識別を目的とした口腔内検査を行った事例を経験したので、若干の知見と共にご報告する。

【事例】平成12年9月26日、北海道十勝郡浦幌町厚内の浜辺で女性水死体が発見された。検視・検案の結果、死因は溺死と判定されたが、身元に関する決め手がなく、同日池田署より演者に口腔内所見の検査が依頼された。その後旭川医科大学で司法解剖の手続き中に該当者らしき人物が浮上し、すでに口腔内所見を採取していた演者のもとに、剖検後の遺体との異同識別が改めて依頼され、生前所見

との比較の結果、同一人であると判定した。

【結果及び考察】解剖を要する身元不明の異状死体において、特に事件性が強い場合、より詳細かつ正確な記録が要求されることは言うまでもない。演者にとって剖検後の口腔内所見採取は初めての経験であったが、舌や汚物の除去を考慮する必要がなく、より詳細な観察が可能であったことから、一層これらのことを念頭に置いて作業にあたらなければいけないと改めて強く実感した。一方現在、剖検頻度の極端な減少が懸念されると共に、遺体誤認の事実も少なからず存在していることから、今後は、解剖頻度が上昇傾向に転じる可能性も指摘されている。こうした状況と、警察歯科医会が全国規模で整備された現状とを照らし合わせれば、これまで主として大学法医学・法歯学教室等に委ねられていた剖検後の口腔内検査が、今後は開業医である警察歯科医により多く依頼されるであろうことも十分予測し得る。従って演者自身の自戒も含め、今後警察歯科医のより一層の質の向上が社会から望まれており、さらなる研鑽が必要であると再認識した。